

技 第 7 1 4 号  
令和 6 年 3 月 2 1 日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県土木部長  
(技術管理課)

I C T 活用工事 (島根県版) 実施要領の改定について (通知)  
(送付)

このことについて、別添のとおり通知致しましたので、参考送付します。

お問い合わせ先  
技術管理課企画調査係  
TEL 0852-22-6550  
FAX 0852-25-6329

隠岐支庁県土整備局長  
農林水産部関係課長  
土木部各課長  
土木部各地方機関の長 } 様

土木部長  
(技術管理課)

ICT活用工事（島根県版）実施要領の改定について（通知）

このことについて、下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

## 記

### 1. 対象工種

ICT活用工事（土工・舗装工・舗装修繕工・法面工）

※ICT活用工事（島根県農業農村整備事業版）実施要領（試行）も同要領を準用

### 2. 主な改定項目

1) 工種毎の要領を再編し、冒頭に共通事項をまとめて記載する。

2) 工種毎で異なっていた施工者希望型における一部活用の取り扱いを統一する。

ICT活用の5段階（施工プロセス）について

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

施工者希望型では、一部活用も可とする。

「一部活用」とは、①②③④のいずれかの活用を必須とする。①のみ実施する場合は、当該工事の生産性向上に資することを条件とする。

3) 県で実施要領を定めていない工種についても、契約後の受発注者協議によりICT活用工事の対象にできるものとする。

4) 本要領にあわせて手続きフローを再整理する。

(一部書類の簡素化含む)


### 3. 適用開始日

令和6年4月1日以降に協議するものから適用する。

令和6年4月1日に協議するものから対象です

令和6年3月21日  
島根県土木部技術管理課

# ICT活用工事実施要領の改定について

改定のポイント 

## ICT活用の取り組みをさらに推進します

### 1) 共通事項や実施方法等をわかりやすく再編

各要領に共通する事項を読みやすくまとめ、各要領をシンプルにしました

### 2) 施工者希望型における一部活用の取り扱いを統一

工種毎に異なっていた一部活用時の必須項目を統一しました

### 3) 受注者の提案による幅広い工種でのICT活用を推進

県で要領を定めていない工種についても、ICT活用工事の対象にできるようになりました

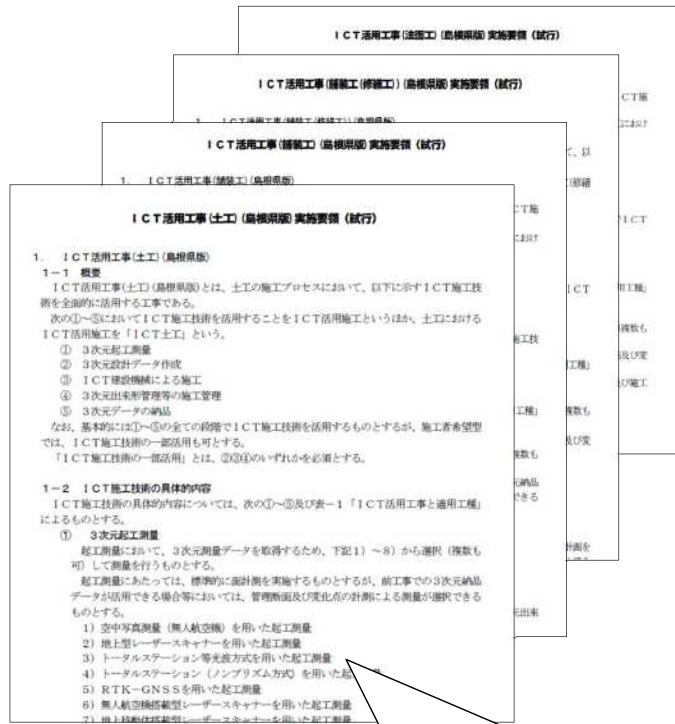


# 1) 共通事項や実施方法等をわかりやすく再編

各要領に共通する事項を読みやすくまとめ、各要領をシンプルにしました

## 【現行】

ICT活用する工種ごとに該当の実施要領を参照する必要がありました



- ・各工種毎に実施要領あり(各約10ページ)
- ・重複する内容もあり

## 【変更】

基本的な事項は共通の実施要領にまとめました

※ただし農業農村整備事業、港湾・漁港事業はこれまでどおり別途定めています

ICT活用工事(鳥根県版) 実施要領

1. 概要(共通)

本要領は、鳥根県(土木部・農林水産部)の所管する工事におけるICT活用工事の実施に關し、共通の事項を定めるものとする。

ICT活用を推進する工種は以下とする。ただし、その他の工種についても、ICT活用の推進を図る必要があると判断された工種については、積極的にその活用の推進を図るものとする。

| 工種       | 適用                            |
|----------|-------------------------------|
| 土工       | ICT活用工事(土工) (鳥根県版) 実施要領       |
| 舗装工      | ICT活用工事(舗装工) (鳥根県版) 実施要領      |
| 舗装工(修繕工) | ICT活用工事(舗装工(修繕工)) (鳥根県版) 実施要領 |
| 法面工      | ICT活用工事(法面工) (鳥根県版) 実施要領      |

なお、農業農村整備事業については、ICT活用工事(鳥根県農業農村整備事業部版) 実施要領(試行)、港湾事業(または漁港事業)については、港湾・漁港工事におけるICT活用工事(鳥根県版) 実施要領を参照すること。

※ 本要領を定めていない工種についても、契約後の受発注者協議により実施できるものとし、国土交通省がICT活用の要領を定めている工種については、それらの要領を準用する。

※ 「ICTの建設現場での活用に関する実施ガイド及び現場情報の実施要領」を参照すること。

1-1 ICT活用工事の定義

ICT活用工事とは、次の①～⑤の施工プロセスにおいて、ICTを全部又は一部に活用する工事である。

① 3次元起工測量  
② 3次元設計データ作成  
③ ICT建設機械による施工  
④ 3次元出来形管理等の施工管理  
⑤ 3次元データの納品

発注者指定型では、全ての施工プロセスでICT活用することを基本とする。

施工者希望型では、一部活用も可とする。

「一部活用」とは、①②③④のいずれかの活用を必須とする。①のみ実施する場合は、当該工事の生産性向上に資することを条件とする。

なお、やむを得ず、当初想定した施工プロセスで活用することができない場合は、受発注者間の協議により活用内容を変更できるものとする。

各工種毎に定める実施要領  
(土工、舗装工、舗装修繕工、法面工)

- ・工種毎の要領は、工種別の対象工事や施工方法等のみを記載(各数ページ程度)



## 2) 施工者希望型における一部活用の取り扱いを統一

工種毎に異なっていた一部活用時の必須項目を統一しました

### 【現行】

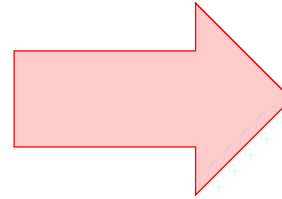
施工者希望型における一部活用時の必須とするプロセスが工種毎に異なっていました

ICT活用の5段階（施工プロセス）

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

●=いずれか一つ必須 △=任意

| ICT活用<br>施工プロセス | 島根県版のICT活用工事（施工者希望型） |     |       |     |         |
|-----------------|----------------------|-----|-------|-----|---------|
|                 | 土工                   | 舗装工 | 舗装修繕工 | 法面工 | 港湾工（参考） |
| ①起工測量           | △                    | △   | ●     | ●   | ●       |
| ②設計データ作成        | ●                    | ●   | ●     | —   | ●       |
| ③ICT機械施工        | ●                    | ●   | ●     | —   | ●       |
| ④出来形管理          | ●                    | ●   | ●     | ●   | ●       |
| ⑤データ納品          | △※上記①～④の成果となる        |     |       |     |         |



### 【変更】

施工者希望型における一部活用の対象を以下に統一します

※ただし発注者指定型では、これまでどおり全てのプロセスでの活用を基本とします

●=いずれか一つ必須 △=任意

| ICT活用<br>施工プロセス | （施工者希望型）<br>共通    |
|-----------------|-------------------|
| ①起工測量           | ●                 |
| ②設計データ作成        | ●                 |
| ③ICT機械施工        | ●                 |
| ④出来形管理          | ●                 |
| ⑤データ納品          | △<br>※上記①～④の成果となる |

例)

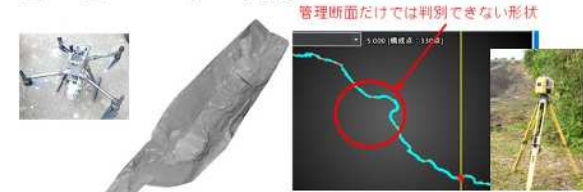
3次元起工測量のみの実施

- ・ICT土工の場合 → 対象外
- ・ICT舗装工の場合 → 対象外
- ・ICT舗装修繕工の場合 → 対象
- ・ICT法面工の場合 → 対象

例)

3次元起工測量のみの実施

・全工種 → 対象



・人では危険で効率の悪い現場等でICT活用し、現場作業の省力化や測量精度向上に期待



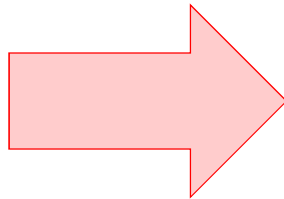
### 3) 受注者の提案による幅広い工種でのICT活用を推進

県で要領を定めていない工種についても、ICT活用工事の対象にできるようになりました

#### 【現行】

実施要領は下記の該当工種のみ限定していました

1. ICT土工
2. ICT舗装工
3. ICT舗装修繕工
4. ICT法面工
5. 港湾漁港事業版  
(浚渫工等)
6. 農業農村事業版  
(ほ場整備工等)



#### 【変更】

○県で実施要領を定めていない工種について  
受注者から提案があり、協議が整った場合、  
ICT活用工事の対象とします。

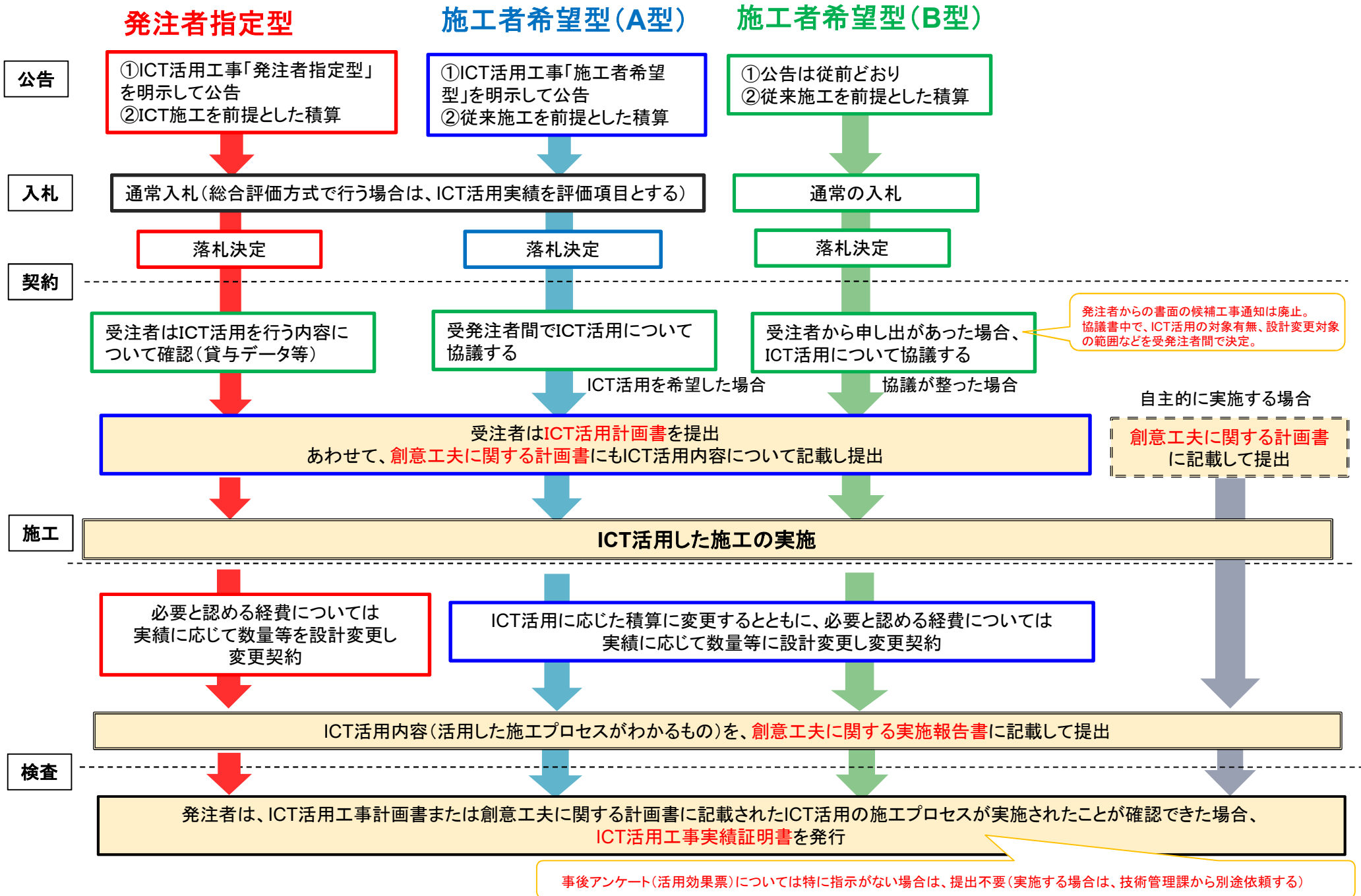
○費用計上について  
県に要領がない場合でも国土交通省がICT  
活用の要領を定めている工種については、  
それらの要領を準用して、必要な経費を計上  
します。

(参考) 国土交通省が要領等を公開しているもの…R6.3.13時点  
※県版の要領に記載のない工種(例)

- ・作業土工(床掘) …出来形管理を不要とする現場等
- ・土工1000m3未満 …小型ICT建機を想定した施工等
- ・小規模土工 …1か所あたり100m3未満等の狭隘現場
- ・付帯構造物設置工
- ・擁壁工
- ・地盤改良工
- ・基礎工
- ・河川浚渫
- ・構造物工(橋梁上部)
- ・構造物工(橋脚・橋台)

ICT機械の普及状況等により年々追加されています。  
活用を希望する技術については協議することができます。

# R6年度ICT活用工事（島根県版）手続きフロー



# 土木部所管工事におけるICT活用の取り組み方針

| 工種毎の発注方式                                      | 発注者指定型<br>(入札公告に明記)             | 施工者希望型(A型)<br>(入札公告に明記)               | 施工者希望型<br>(B型)                       |
|---|---------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 土工  | 5,000m <sup>3</sup> 以上<br>で設定可能 | 5,000m <sup>3</sup> 以上<br><b>原則全て</b> | 左記以外の方式で発注された工事であっても契約後の協議により事後設定できる |
| 舗装工   | —                               | 2,000m <sup>2</sup> 以上<br><b>原則全て</b> |                                      |
| 舗装修繕工   | —                               | 2,000m <sup>2</sup> 以上<br>で設定できる      |                                      |
| 法面工   | —                               | 1,000m <sup>2</sup> 以上<br>で設定できる      |                                      |
| (参考掲載)<br>港湾工<br><small>※港湾漁港事業版要領による</small> | —                               | 浚渫工、基礎工、<br>ブロック据付工を含む工事              |                                      |

- ICT活用の施工プロセス**
- ① 3次元起工測量
  - ② 3次元設計データ作成
  - ③ ICT建機による施工
  - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
  - ⑤ 3次元データの納品

## 【発注者指定型】

- ・公告に条件明記(ICT活用必須)
- ・想定される経費を**当初**計上(実績にて設計変更)
- ・工事成績で**加点評価**
- ※活用無の場合は**減点評価**
- ・全施工プロセスでのICT活用を基本とする。

## 【施工者希望型(A型)】

- ・公告に条件明記(ICT活用候補)
- ・必要と認める経費について**設計変更**の対象とする
- ・工事成績で**加点評価**

※ICTの一部活用も選択可

施工プロセス①②③④のいずれかを必須とする

## 【施工者希望型(B型)】

- ・公告に明記なし
- ・ICT活用工事に事後設定
- ・必要と認める経費について**設計変更**の対象とする
- ・工事成績で**加点評価あり**